

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

生命保険取扱商品の追加について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、お客さまの多様なニーズにお応えするため、平成 30 年 5 月 7 日（月）から生命保険の取扱商品を追加しますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の概要

- 現在の生命保険ラインナップに 8 商品を新たに追加します。
- 本件により、当行で販売する生命保険商品は、合計 31 商品になります。
- なお、今回追加する 8 商品は、いずれもコンサルティングプラザ仙台中央のみでの取扱いとなります。

2. 取扱開始商品

(1) 取扱開始商品

<医療保険>

商品名	引受保険会社
新・健康のお守りハート	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 保険株式会社

<がん保険>

商品名	引受保険会社
生きるためのがん保険 Days1	アフラック
生きるためのがん保険寄りそう Days	アフラック
がん診断保険 R	東京海上日動あんしん生命 保険株式会社

<収入保障保険>

商品名	引受保険会社
&LIFE 新収入保障保険	三井住友海上あいおい生命 保険株式会社
家計にやさしい収入保障	T&D フィナンシャル生命 保険株式会社

<就業不能保険>

商品名	引受保険会社
病気やケガで働けなくなったときの給与サポート保険	アフラック
働くあなたにやさしい保険	T&Dフィナンシャル生命 保険株式会社

(2) 取扱開始日 平成30年5月7日(月)

(3) 取扱店 仙台銀行コンサルティングプラザ仙台中央
住所：仙台市青葉区中央2丁目6-3
(株)仙台銀行 中央通支店2階
TEL：022-226-7828
フリーダイヤル：0120-200-388

(4) 商品の主な特長

<医療保険>

商品名	特長
新・健康のお守りハート	<ul style="list-style-type: none"> ●満20歳から満80歳の方で簡単な3つの告知で申し込みが可能です。 ●手術給付金の手厚さは業界最高水準であり、先進医療は更新なしの一生保障です。また、三大疾病入院の通算数が無制限です。 ●入院が長期化しやすい三大疾病に備えられています。

<がん保険>

商品名	特長
生きるためのがん保険Days1	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のがん治療にあわせて、治療費も治療費以外も幅広く手厚く保障します。 ●診断保障充実プランならがん治療が長引いた場合に特定診断給付金を受取ることができます。 ●Days1の保障に女性特有のがん保障をプラスした女性専用のプランもあります。
生きるためのがん保険 寄りそうDays	<ul style="list-style-type: none"> ●満20歳～85歳の方で、がんの治療を受けた最後の日から、5年以上経過している場合に申込みできます。 ※過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、治療を受けるようにすすめられていないことが条件となります。また、健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

※次頁に続く

商品名	特長
生きるためのがん保険 寄りそう Days	<ul style="list-style-type: none"> ●がん・上皮内新生物の治療のための入院・手術・放射線治療を一生保障します。また、過去に経験されたがんが再発・転移した場合*も保障します。 *保障の開始以後に診断確定された場合。 ●抗がん剤治療特約・がん先進医療特約を付加して保障内容を充実させることができます。 <p>※この保険は、がん(悪性新生物)を経験された方のため、保険料が割増されています。また、ご契約に際しては健康状態などによる制限があります。</p>
がん診断保険 R	<ul style="list-style-type: none"> ●初めてがんと診断確定されたとき、また再発・転移したときに回数無制限(2年に1回を限度)で診断給付金が支払われます。 ●70歳までにお申込みいただいた保険料からそれまでお支払事由が生じた診断給付金を差し引いた金額を健康給付金としてお受取いただけます。 ●いろいろな特約をお客さまのニーズに合わせて付加いただけます。

<収入保障保険>

商品名	特長
&LIFE 新収入保障保険	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一のときだけでなく働けなくなったとき、毎月一定の生活費を確保できます。 ●所定の要件に該当した場合、以後の保険料はいただきません。 ●一般的に必要なとなる保証額はお子さまの成長とともに減っていきます。必要な保障の形に合った合理的な仕組みです。 ●年金のお支払事由が生じた場合には、保険料の払込みが不要になります。
家計にやさしい収入保障	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な期間・保障額にあわせて合理的な設計ができます。万が一の場合のご家族の生活費やお子さまの教育費などを準備することもできます。 ●健康体割引特約を付加して所定の基準を満たせば保険料が割安になります。また、たばこを吸っていないと、さらに割安になります。 ●特定疾病により所定の状態該当した場合、または上皮内がんがんと診断確定された場合、以後の保険料をいただきません。 ●特定疾病収入保障特則を付加することで、「治療費」や「生活費」などの出費に備えることもできます。

<就業不能保険>

商品名	特長
<p>病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やケガで働けなくなった場合に毎月給付金を受取ることができます。 ※ 精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。 ※ 就労困難状態に該当している場合 ● 就労困難状態が継続する限り最長 65 歳 * まで給付金をお受取りいただけます。 * 65 歳満期の場合
<p>働くあなたにやさしい保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が特定疾病で働けなくなったときの「生活費」を特定疾病年金でしっかりサポートします。 ● 特定疾病一時金特約を付加することにより、「治療費」などの一時的な出費の備えることもできます。 ● 所定の要件に該当した場合、以後の保険料はいただきません。 ※ 上皮内がんも保険料払込免除の対象となります。

<生命保険についての注意事項>

【全般的事項】

- 保険商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 保険商品は、払込保険料が保証されている商品ではありません。
- 保険商品の運用による損益は、保険商品を購入されたお客さまに帰属いたします。
- 保険契約のお申込みの有無が、当行におけるお客さまの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。
- 当行は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約の引受や保険金等の支払は引受保険会社が行います。
- 万一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が減額されることがあります。
- お申込みの際には、健康状態などについての告知が必要になり、健康状態により引受ができない場合があります。
- 医療保険・終身保険等は、法令等により、募集制限に該当した場合には、お取扱できない場合があります。

【保険商品のリスク】

- 保険商品には、商品の種類によって次のようなリスクがあります。

<外貨建て保険>

為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金等がご契約時における円換算後の保険金等を下回ることや、お受取りになる円換算後の保険金等が、払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<変額保険>

商品種類・運用状況・経過年数等によっては、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク等により、積立金額・年金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

<市場金利等によって解約返戻金の変動するタイプの商品>

市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。一般的に解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇すると解約返戻金額は減少し、逆に市場金利が下落すると解約返戻金額は増加することがあります。

※リスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

【保険商品に関する費用】

- 保険商品には所定の手数料等の諸費用がかかる場合があります。ご契約者が負担する諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

<保険契約関係費>

ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、契約の締結、成立、維持、管理に必要な経費です。

< 資産運用関係費 >

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

< 解約控除 >

契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です(解約時のみ発生します)。

※諸費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。なお、手数料率、計算方法等は商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。

- 保険商品の購入を検討する際は、各商品の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、パンフレット、ご契約のしおり・約款等は、当行の本支店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)

株式会社 仙台銀行

登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号

加入協会：日本証券業協会

本件に関する問合せ先
営業統括部窓販営業課 佐野・熊谷
電話番号 022-226-7828